

環境権——環境の共同利用権（4・完）

中山 充

目次

はじめに

- (1) 環境権論の動向
 - (2) 環境権を私権として確立する必要
 - (3) 環境権の基本的構成
 - (4) 本稿の目的
- 一 憲法論
- (1) 議論の到達点
 - (2) 憲法の位置づけ（以上 一〇卷二号）
- 二 行政法論
- (1) 議論の到達点
 - (2) 民事法上の権利との関連
- 三 民法論
- (1) 基礎づけと弱点
 - (2) 環境権研究会の環境権（以上 一〇卷三・四号）
 - (イ) 批判と弱点
 - (ウ) 論争の到達点
- 四 環境権の再構成
- (1) 意義と性質
 - (2) 客体と種類
 - (3) 主体と内容
 - (4) 内容決定と行政手続
 - (5) 権利侵害と差止請求権
 - (6) 損害賠償
- （以上 本号）

四 環境権の再構成

(1) 意義と性質

われわれは、環境権に関する従来の議論の到達点を、憲法、行政法及び民事法の分野ごとに示し、民事法上の環境権を法律構成するに当たって重要であると思われる点を指摘してきた。いまや、それらをまとめ、従来の環境権の構成を修正しかつ展開して、最も適切な環境権へと再構成する作業に移らなければならない。

(ア) (a) 最初に確認したように、環境権の確立が必要である理由の第一は、環境保全が今日の極めて重要な政策課題であり、環境の価値を重視し、環境保全と良好な環境の形成という総枠の中でのみ経済の発展を図る政策が確立されなければならないことである。⁽¹⁾ 人が生存し幸福を追求できるようになるためには、一定の条件の備わった良い環境を享受し、又は利用することが必要不可欠であり、わが国のような法治国家においては、そのような環境の享受ないし利用が法的に保護されるものでなければならない。

憲法二五条、一三条に基づいて国民が次のような内容を具体化する立法を要求でき、また公害・環境保全法令の解釈原理とすべきである⁽²⁾のは、まず当然である。自然的環境の価値が企業活動の利益や社会的有用性よりも原理的に優先し、企業、国、地方公共団体及び国民は、環境を保全すべき義務を負う。さらに、環境行政において地域住民の主体性が尊重され、住民参加が認められるべきである。

しかし、このような理念と法規範を確認し、その実施を国会と行政官庁に任せることだけでは、環境保全は十分に

達成できない。行政官庁が実施すべき環境保全措置が国民ひとりひとりの利益を保全するものであることを明確にするとともに、その利益を保障する現実の法的手段を各個人が持つことを認めなければならない。その法的手段は、裁判による保護によって裏付けられるものでなければならぬ。そのためには、環境破壊行為に対して住民が差止を請求できることが認められるべきであり、その根拠として環境権が構成されるべきである。⁽³⁾

(b) このような民事法上の環境権は、物権的請求権又は人格権を根拠にするならば差止請求権を認めることができず、又は認めることが困難である場合に必要とされる権利である。⁽⁴⁾

環境権論は、所有権その他の物権又は人格権に内在する環境的利益を保護する必要性ないし重要性を明らかにした。その中から、環境権を人格権や所有権をも包括する権利、又はそれらと連続する権利として構成する説が生まれ、また、逆に、環境権を人格権や所有権によって保護される範囲内に限って認める説も生まれた。⁽⁵⁾ 確かに、環境権が人格権や所有権と密接な関係にあることは疑いない。

しかし、環境権の最も積極的な意義は、人格権や所有権等の市民法的不いし古典的権利によっては保護できない環境利益の保護にある。したがって、その積極的意義を確保するためには、環境権をそれらの権利から明確に区別された権利として構成すべきである。

それは、住民の誰もがいつでも利用できるがために、誰もそれに対し全く権利を有せず、たんに事実上の利益（反射的利益）をそれから得ているにすぎないと考えられがちであった環境を、住民の権利の客体へと構成することである。そのような環境は、商品交換の対象になりえないか、又は本来商品交換の対象にすべきではないものであるために、個人による排他的支配が不可能か、又は排他的支配を本来認めるべきでないものである。住民各人がその環境を利用することは正当と認められており、そこにはその利用を維持し保護するために一定の規律が存在し、その利用は、

他の多数の人々と共同で一定の利益を享受できることであるという特質を持つ。このような利用利益は法的に保護されていると考えることこそが、道理に適う。法的に保護されるべきこの環境利用の利益の範囲を画定するものが、環境権である。

環境権の第一次的な権能は、そのような性質を持つ環境を他の人々と共同で利用できることであり、権利者は他の人々によるそれと同一内容の利用を排除することができないから、環境権は公共的な性質を帯びる。物の排他的支配を認めて他の者による同一内容の支配を許さない所有権その他の物権とは、異質の権利である⁽⁸⁾。したがって、その権利の客体たる環境は、物権の客体ほど厳密に特定される必要はない。しかし、物を直接に利用できる権能を持つ点では環境権は物権と共通し、支配権の一種と言ってもよい。そして、権利の具体的な内容や権利者の範囲を明確にする必要から、環境権の客体も不特定の物ではなく、特定の物でなければならぬ⁽⁹⁾。

なお、環境権研究会⁽¹⁰⁾をはじめ多くの論者は、「排他性」を支配権に当然に備わり、他人による権利侵害を排除できる性質という意味で用いている。それに対し、本稿では、「排他性」は支配権のうち所有権等のみに備わる性質であり、他の者による同一内容の支配を許さないという性質を意味する点に、注意を要する。

(c) 特定の環境に対する権利者の一定の利用が環境権の内容であり、環境の破壊ないし悪化はその権利内容である利用の妨害であって、権利者はその妨害を予防又は排除することができるよう差止請求権を持つことになる⁽¹¹⁾。この利用の妨害は排他的支配の妨害ではないから、物権が侵害される場合に権利者に生じる被害と同じ意味での被害がこの場合に生じるというわけではない⁽¹²⁾。しかし、権利者個人が客体を直接に利用できるという利益が害されるのであるから、その意味で個人に直接に被害が生じると言ってもよい。

妨害排除請求権等による法的保護は、物権のように客体に対する排他的支配が権利者に認められる権利だけに認め

られるというものではない。そもそも物権侵害によって一般的に物権的請求権が生じるとしても、地役権や留置権のように返還請求権は認められない物権があることで明白なように、物権においてすら各々の権利の性質ないし内容に応じて相異なる法的保護が与えられる。権利者による客体への排他的支配が認められない環境権においては、返還請求権が認められない反面、権利内容たる利用を保護するために、利用の妨害の予防又は排除を請求できる権利が当然に認められるべきである。判例も、住民による道路の自由使用が妨害された場合について、すでに同様の扱いを認めている⁽¹³⁾。

(イ)(a) ところで、裁判による保護は裁判の基本的特質⁽¹⁴⁾に適合することが必要である。したがって、裁判官が環境の管理・保全について第一次的な政策判断をしたり、保護の基準を新たに形成することは認められず⁽¹⁵⁾、裁判によって保護されるべき内容は、裁判以前にすでに具体的かつ客観的に定まっていることが必要である。環境権も、具体性と客観性を備えた特定の利益を保護するものでなければならぬ。具体性と客観性を備えた内容の確定こそが、環境権が民事訴訟の舞台に乗るための基盤である。

そのために、環境権の内容である環境利用の内容と方法を明確にし、かつ、その侵害と差止請求権の具体的な成立要件を明確にすることが不可欠であることは、もちろんである。それと同時に重視しなければならないのは、これらの実体的内容の決定に至る事前の過程である。環境権の内容たる環境利用の内容と方法は、権利者である多数の人々の意思によって決まるものであり、それら多数の人々が参加できる手続によって決めることができるものである。この事前決定手続は、極めて不十分な内容ではあれ、実際の行政手続にも取り込まれている。環境アセスメントの手続で住民参加を認める制度や公聴会制度は、この種の手続を含むものと解釈できる。判例も住民参加の事前手続を重視している⁽¹⁶⁾。このような事前決定を経て、環境権の実体的内容が具体性と客観性を持つに至る⁽¹⁷⁾。

環境権研究会の環境権論では、環境権の実体的側面に対する考察に比べ、手続的側面への考察が弱かったが⁽¹⁸⁾、その後、手続的側面を強調する学説が現れるに至った⁽¹⁹⁾。この発展を受けて、環境権の手続的側面の意義づけをいつそう明確にしなければならない。

(b) 権利が侵害されれば差止請求権が成立し、その実現のために権利者は民事訴訟を提起できる。また、権利侵害を未然に防止するために種々の行政制度が定められ、その保護を受けるために権利者は行政訴訟を提起できる。この点では、環境権は人格権や所有権のような市民法的権利と何ら相違がない⁽²⁰⁾。

この場合、行政は、すでに確定した内容の権利について、侵害を防止したり制限を加えるために関与する。市民法的権利はこの局面においてのみ、行政の関与を受ける。それに対して環境権は、権利内容を決定する手続の段階ですでに行政の関与を受けることになじむ。その手続が行政によって行われた場合には、不適切な手続の是正を権利者が行政訴訟によって求めることができる⁽²¹⁾。

公共信託論の主張者の中には、環境権は公共利益を守るものであるという理由から、環境権の民事法上の権利の性質を否定する者がいる⁽²²⁾。確かに、環境権は公共性を帯び、このように行政法上の制度と結びつきうるものである。しかし、このことは、環境権が根本的には民事法上の権利の性質を持つということを否定する理由にはならない⁽²³⁾。環境権は個人が環境を直接に利用できる権利であり、その権利の内容も私人（多数ではあるが）の意思によって定まるのであって、もともと行政庁の意思とか行為からは独立した存在であるからである⁽²⁴⁾。

また、環境権は権利概念を不明確にし、市民法的権利の内容を希薄にするに至るといふ危険を指摘して、環境破壊行為に対する差止請求権の成立根拠として、環境権の侵害ではなく、環境利用に関する法秩序の違反を構成する説がある⁽²⁵⁾。環境利用に関する法秩序の違反が差止請求権の成立根拠になるといふ構成は、全く正当である。しかし、保護

されるべき環境利用の内容を明確にし、かつ保護を受けるべき主体を明確にするためには、そのような構成にとどめず、権利の形に構成する必要がある。それだけでなく、保護されるべき利益の内容を決定する手続にその主体が参加できるという側面まで含めた法的地位の総体を適確に把握するためには、環境権という権利を構成することが不可欠である。環境権が市民法的権利とは性質の異なる権利であることを明確にし、その性質にふさわしい独自の構成を加えれば、市民法的権利の希薄化や混乱を防止できるであろう。⁽²⁶⁾

なお、原告適格、判決の既判力、訴訟物等の訴訟手続上の技術的な問題⁽²⁷⁾は、環境権の実体法上の内容を適切に構成すれば自ら解決されるものが多いであろう。たとえば、各個人が具体性と客観性を備えた環境権を持つことを一般的に承認すれば、環境権侵害を理由とする訴訟で原告に訴の利益があるのは当然のことになる。所有権侵害を理由とする訴訟で原告適格の有無が全く問題にならないのと同様である。環境権の内容が原告の主張する通りのものであるのか、そしてその環境権が現実に被告によって侵害された（又はされる）のかが争点になるにすぎない。内容決定手続の側面を含めた実体法上の問題の究明こそが、最も重要である。

(ウ)(a) 環境権を構成するための素材は、環境基準や環境アセスメント制度など、環境権の一部を具体化するものと解釈されるべき行政法上の諸制度⁽²⁸⁾に、すでに存在する。しかし、差止請求権の根拠になる環境権を明示する制定法規定はまだ存在しないから、環境権は、それら行政法規定を含め、実定法全体の解釈によって構成せざるをえない⁽²⁹⁾。

民法の相隣関係に関する規定を環境権に関連づける説があるが⁽³⁰⁾、相隣関係の規定は、不動産所有権の相互調整を目的にし、それによって保護できる環境利益は不動産所有権の保護対象に含まれるものだけであるから、所有権から区別された環境権の根拠にはならない。また、環境権を相隣関係の拡大として把握すれば、環境権の内容を不動産所有権の保護対象である環境利益の保護に限定しかねない危険が生まれる。他方、人格権は、人の生命、健康及び発展と

いう人格的利益の価値を各個人について判断して、法的保護の範囲として画定したものであるから、人格権それ自体が環境権の根拠になるわけではない。

しかし、人の生命、健康及び発展という人格的利益は、環境権の基礎である⁽³¹⁾。ある環境が、多数の人々の同じ性質と内容の人格的利益にかかわり、いわばその総和として高い価値を持つ場合に、その環境を法的保護の対象とするのが環境権である。その種の「環境はすべての人々のものであって、誰も勝手にこれを破壊してはならない」。この社会規範が、今日では憲法二五条と一三条によって、国家法上の実効性を持つ実定法規範になるに至ったと解釈すべきである。両条により人々の人格的価値の尊重がもともと示されており、それを実現する要素である環境は、破壊の進行という現実と裏腹に、尊重されるべき価値のあるものとして両条による保障の目的に含まれることが明白になるに至ったのである⁽³²⁾。

環境権は、そのような社会規範を基礎にし、実定法全体の解釈として人間と環境とのかかわりから条理上当然に、かなり具体的な内容と形式を持つ権利へと構成されるべきものである。環境権の一部を具体化するものと解釈されるべき既存の制定法上の諸制度は、このように制定法上の規定以前に既に存在する環境権を確認し、又は明確にするものである。今後、環境権をもっと具体化し充実させる立法が期待されるが、その立法は、法規範を全く新たに創造するものではなく、既存の環境権を確認し又は明確にするものであり、学説又は判例に環境権を構成することをゆだねたままであるよりも法的安定性を高めるといふ役割を果たすべきものである。

(b) 環境権研究会と多くの論者は、環境権の前提として「環境共有の法理」を主張し、又は支持する⁽³⁴⁾。この言葉は、環境はすべての人々のものであるという国民の意識ないし思想の表現としては、正当である。しかし、「共有」という言葉をここで用いるのは、環境権と所有権との混同を招き、環境権の独自性を適確に把握することを妨げ、議論の混

乱の一因になるから、実用的な法技術概念としては不適當である。

一つの環境に対する環境権の権利者はきわめて多数であるが、共有の場合のように、その多数の権利者が全体で一個だけの環境権を持つと構成すれば、権利関係をいたずらに複雑にすることになる。この構成を避けるためにも、共有から区別すべきである。環境権は、各権利者がそれぞれ個別に一個ずつ持つ権利として構成すべきである⁽³⁵⁾。

環境権を「環境享受権」又は「環境享有権」と特色づける⁽³⁶⁾ことも、必ずしも適切ではない。権利者は、たんに環境利益を受動的に享受又は享有するにとどまらない。あるいは、その侵害に対して差止請求権を主張し、又は行政に救済を求めることができるという地位を持つにとどまらない。もっとも能動的に良い環境を形成し、環境利益を高めることができることも、環境権の内容の一側面である⁽³⁷⁾。環境権のこの能動的側面に注目すれば、「享受」や「享有」よりも、積極性を感じさせる「利用」という言葉を用いる方が適切である。環境権は、人の生命、健康を保護するだけでなく、人のもっと積極的な発展を保障するという目的で、環境を利用することができる権利である。

環境の「利用」には、環境を対象にする収益活動が含まれる。しかし、その中心は、権利者本人の健康で快適な生活を営むために環境の利益を享受することであるのは、言うまでもない。収益活動は、この中心的意味と調和する限りにおいてのみ、環境権の内容たる「利用」に含まれるにすぎない。逆に、人の健康で快適な生活を営むための利用は、清浄な大気を呼吸したり、自然海浜でレクリエーションを楽しむ等の環境に対する積極的な行為に限らない。原生の自然環境など足を踏み入れることを許されないような環境を現状のまま保存することも、その環境が保存されることで人が健康で快適な生活を営む利益を享受するのである限り、環境権の内容たる「利用」に含まれる。

さらに、環境権は、一つの環境について多数の権利者がおり、その各々が他の権利者と同様にその環境を利用できるといふ権利であるから、「環境の共同利用権⁽³⁸⁾」と特色づけるべきものである。

かくして、環境権は次のように定義されるべきである。

「他の多数の人々による同一の利用と共存できる内容をもって、かつ共存できる方法で、各個人が特定の環境を利用することができる権利」。

- (1) 本稿はじめに(1)㉞(a)、(2)㉞(香川法学一〇巻二号二頁以下、五頁以下)。
- (2) 本稿はじめに(1)㉞(b)、一(1)㉞(a)、(2)㉞、二(1)㉞(香川法学一〇巻二号三頁、二九頁、三〇頁以下、一〇巻三・四号一五六頁以下)。
- (3) 本稿はじめに(1)㉞(a)、(2)㉞、三(1)㉞(b)(i)(香川法学一〇巻二号三頁以下、六頁以下、一一巻二号九頁)。
- (4) 本稿三(1)㉞(a)、(b)㉞、(2)㉞(a)、(b)(i)(香川法学一〇巻三・四号一七七頁以下、一七九頁、一一巻二号一八頁、一八〇一八九頁)。本稿三(1)㉞(b)第四(香川法学一一巻二号四頁)参照。本稿三(1)㉞(a)第三、(c)第三(香川法学一一巻二号二頁、五頁)は、この限りにおいて正当である。
- (5) 本稿三(1)㉞(a)、(2)㉞(a)ㄱ(c)(香川法学一一巻二号八〇九頁、一八〇二二頁)。
- (6) 本稿三(1)㉞(c)第四(香川法学一一巻二号六頁)。
- (7) 本稿三(2)㉞(1)(i)(香川法学一一巻二号三四頁)は同旨。
- (8) 本稿三(1)㉞(a)第一(香川法学一一巻二号二頁)は、環境権に物権の属性をそのまま認めるといふ説に対する批判ならば、正当であろう。それに対し、本稿のように従来の権利にない属性を持つ権利を認めようとする場合は、論点を明確にしつつ従来の法制度と整合させるために、一見演繹的であるかに見える概念法学的論理を展開することが、むしろ必要である。本稿三(1)㉞(c)第二(香川法学一一巻二号五頁)も参照。
- (9) 本稿二(2)㉞(1)(香川法学一〇巻三・四号一六五〇一六六頁)。
- (10) 本稿三(1)㉞(1)㉞(1)(香川法学一〇巻三・四号一七九頁)。
- (11) 本稿三(1)㉞(1)㉞(1)(ii)(香川法学一〇巻三・四号一七八〇一七九頁)。
- (12) 本稿三(1)㉞(1)㉞(1)(a)第五、(b)第五(香川法学一一巻二号三頁、四〇五頁)参照。
- (13) 最判昭和三九年一月一六日民集一八巻一号一頁。
- (14) 本稿はじめに(2)㉞(1)(c)(香川法学一〇巻二号八頁)。

- (15) 本稿三(1)(ウ)(b)(iii)（香川法学一一卷二号一一頁）。
- (16) 本稿はじめに(1)(イ)、二(1)(イ)(b)、(2)(ウ)（香川法学一〇卷二号四頁、三・四号一五九〜一六〇頁、一六六〜一六八頁）。
- (17) 本稿三(1)(イ)(a)第五、(c)第五（香川法学一一卷二号三頁、六頁）は、このことを見落としている点で不当である。
- (18) 本稿三(1)(ア)(b)（香川法学一〇卷三・四号一七八〜一八五頁）。
- (19) 本稿三(2)(ウ)（香川法学一一卷二号三〇〜三二頁）。
- (20) 本稿二(2)(ア)(b)、(イ)(c)（香川法学一〇卷三・四号一六五頁、一六九頁）。
- (21) 本稿二(2)(ウ)(c)（香川法学一〇卷三・四号一六八頁）。
- (22) 本稿三(1)(イ)(a)第四（香川法学一一卷二号二〜三頁）。
- (23) 本稿三(2)(イ)(c)(iii)（香川法学一一卷二号二頁）も参照。
- (24) 本稿二(2)(イ)(a)（香川法学一〇卷三・四号一六八〜一六九頁）。
- (25) 本稿三(2)(イ)(e)（香川法学一一卷二号二四〜二八頁）。
- (26) 公害の民事責任に関する市民法的権利の構成については、拙稿「公害の民事責任と権利侵害・違法性・過失」奥田昌道先生還暦記念論文集上巻四一三頁以下（一九九三年）。
- (27) 本稿三(1)(イ)(b)第五（香川法学一一卷二号四〜五頁）。本稿三(1)(ア)(g)（香川法学一〇卷三・四号一八六頁）も参照。
- (28) 本稿二(1)(イ)（香川法学一〇卷三・四号一五八頁以下）。
- (29) 本稿三(1)(イ)(c)第一（香川法学一一卷二号五頁）に反対。本稿三(1)(ウ)(b)(iii)（香川法学一一卷二号一〇〜一一頁）も参照。
- (30) 本稿三(2)(イ)(c)(i)（香川法学一一卷二号二頁）。
- (31) 本稿三(1)(ア)(b)(iii)（香川法学一〇卷三・四号一七九頁）と同旨。
- (32) 本稿一(2)(ア)（香川法学一〇卷二号三〇〜三二頁）。
- (33) 本稿はじめに(2)(イ)(c)（香川法学一〇卷二号九頁）。
- (34) 本稿はじめに(1)(ア)(a)、三(1)(ア)(b)(i)（香川法学一〇卷二号二頁、三・四号一七八頁）。本稿三(2)(イ)（香川法学一一卷二号一八頁以下）の学説の多くも、「環境共有の法理」を前提にして論じている。
- (35) 同旨、本稿三(1)(ア)(b)(iii)（香川法学一〇卷三・四号一八三頁）。

(36) 本稿一(1)(ア)、三(2)(エ)(c) (香川法学一〇卷二号二七頁、一一卷二号三七〜三八頁)。

(37) 本稿はじめに(2)(ア)(c) (香川法学一〇卷二号六頁)。

(38) 環境の「利用」あるいは「共同利用」という言葉は、すでに環境権研究会でも一部で用いられ(本稿三(1)(ア)(b)(ii)、(c)(i) (香川法学一〇卷三・四号一七八頁、一七九〜一八〇頁)、公共信託論ではこの観念が理論の前提にされている(本稿二(1)(ア)(b) (香川法学一〇卷三・四号一五六〜一五七頁))。

(2) 客体と種類

(ア) (a) 環境権においては、客体たる環境がいかなるものかが、まず大きな意味を持つ。

人の環境とは、一般に人の生存ないし生活に関係する多種類の外的条件のすべてをいい、物理的、化学的及び生物的環境から成る自然的環境と、人が作り出しその秩序を維持している人間独自の社会的環境とを要素にする。わが国の環境行政が主要な対象にするのは、そのうちの自然的環境である。公害対策基本法二条の「公害」概念の前提になっている「生活環境」の中心は、人、財産等を取り巻く大気、水及び土ないし地盤の条件であり、公害対策はこれらの自然的環境の悪化を防止し又は改善することを目的とする⁽³⁹⁾。環境行政は、さらに、このような生活環境と区別される緑地、森林、河川、湖沼、海洋等の「自然環境」を保全することを目的にする⁽⁴⁰⁾。

環境権研究会の環境権は自然的環境だけでなく社会的環境をも客体とする⁽⁴¹⁾。確かに、自然的環境と社会的環境とは人の環境である点で共通するとともに、人にとっての価値がどのようなものであるかについても共通性があるろう。したがって、基本的人権としての環境権の客体に社会的環境を含むと解することには、おそらく難点はないであろう⁽⁴²⁾。また、文化的遺産や社会的環境について、具体的な環境権の構成を試みることは有益である⁽⁴³⁾。

しかし、社会的環境は自然的環境との間に対立関係が生まれることがあり、その場合には憲法の定める価値序列によつて自然的環境の保護利益を優先すべきであること、社会的環境は人為的なもので、その利用秩序も意識的な組織活動によつて維持されていることが多いことなど、自然的環境との間になりに性質が異なる点がある。それゆえに抱えている問題点が相違することが少なくないであろう。

環境権が民事法上の権利であることが、今日まだ国家制定法に定められず判例でも承認されるに至っていないのは、環境権の概念がいまだに明確さを欠くことが大きな要因の一つであるから、緻密な技術的に適合する明確な環境権を構成しなければならない。そのためには、現段階では自然的環境を客体にするものと社会的環境を客体にするものとを区別し、ひとまず、優先順位が高く、環境行政の対象の中心として多くの議論が蓄積されてきた自然的環境についてのみ、環境権の概念を構成するのが適当である。

(b) 自然的環境は大気、水、土ないし地盤という環境要素から成り、それらを総合した全体が地域又は水域における環境である。それは所有権の客体たる土地でもある。

これらの環境の価値は、人格的利益との間に一定の対応関係を持っている。人格的利益がその主体を取り巻く環境によつて確保されるからである。人格的利益の内容は、その人の生命、健康から高いレベルの快適な生活の享受まで、さまざまである。従来の学説を見ると、そのいずれの人格的利益に対応する環境を中心に論じているかによつて、環境権の構成に相違する点があった。

環境権研究会の環境権は、極めて広範な種類の環境を保護の客体にする構成であるが、議論の力点は、人の生命・健康に係りの深い生活環境の保全にあつた。⁽⁴⁶⁾ 自然享有権の論者が環境権を公害被害から住民を救済する権利であると理解し、自然の保護を図るためには、環境権とは別個の権利たる自然享有権という構成が必要であると主張するのは、⁽⁴⁷⁾

そのためであろう。それに対して、清水Ⅱ牛山説は、人の生命・健康に係りの深い生活環境の保全について「健康な環境に生きる権利」を構成し、環境権研究会の環境権をむしろ景観やレクリエーションなどに係りの深い環境の保全に適する構成であると捉えている⁽⁴⁸⁾。

そこで、環境を人格的価値との対応関係に留意して類型化し、人格権や物権との区別と相互関連を明確にしながら、環境権を具体化しよう。

(イ)(a)(i) 人の生命・健康と、人間にふさわしい感覚や心情は、各個人ごとについての評価で、すでに人格権の内容として法的保護を受ける。これらの人格的利益は、その主体を取り巻く環境によって確保されるから、環境の悪化が一定の限度を越えると、人格権の保護範囲である人格的利益を実際に侵害するに至り、その結果として人格権の侵害が生じる。この場合の環境は、大気、水、土ないし地盤という環境要素である。

環境悪化がその限度を越えない場合は、人格権侵害を生じるには至らない。しかし、それでも環境悪化がある程度にまで達するときは、人格権侵害の危険をかなり高めることになる。しかも、そのときは、人格権の保護範囲外ではあれ、各個人の生命・健康と人間にふさわしい感覚や心情に連続する人格的利益をすでに侵害するに至っている。逆に言えば、ある程度以上良好な条件に保たれた環境要素は、各個人のそのような人格的利益を確保するものである。

このような環境要素は一つの土地の構成要素になるが、同時に他の土地をも流動し、又は他の土地にあるそれらと相互に密接に関連し合⁽⁴⁹⁾って、広い地域又は水域全体でひとまとめのものになっている。環境要素はこのように広域的に相互に流動し又は関連し合うために、多数の人々によって共同で利用される。それに加えて、人々は居宅や勤務場所等で長時間継続して生活するだけでなく、通勤、通学、職務、買物、散歩等のために日常的に一定の生活圏内で行動するから、多数の人々による環境要素の利用の共同性はいつそう強まる。このような環境要素の条件は、それを共

同で利用する人々の人格的利益を確保するものであるから、それら多数の人々の人格的利益の総量を荷うものであり、法的保護を受けるべきものになりうる。環境のこのような価値は、各個人の人格的利益の総和と対応しつつも、個々の人格的利益からは独立した客観的なものであつて、それを保護範囲として環境権が構成されるべきである。

人は、各個人を直接に取り巻きつつ、そこから離れた所にも流通し又は連続して互いに影響を与え合うそのような大気、水及び土ないし地盤という環境要素を、良好な生活環境として利用できる。この環境権を「生活環境利用権」と呼ぶことにする⁽⁵⁰⁾。

環境要素の利用のあり方が各要素ごとに異なるから、生活環境利用権の内容は大気、水及び土ないし地盤ごとに区別し、さらに化学的性質と物理的性質とに対応して、大気汚染、悪臭、騒音、水質汚濁、土壌汚染、振動、地盤沈下等に分けて、具体化する必要がある。しかし、同時に、生活環境全体の状況も考察しなければならない場合が少なくないであろう。

(ii) ところで、所有権の客体としての土地は、区画された地盤とその上下の空間を範囲とする（民法二〇七条）から、環境権の客体となる環境要素をその範囲内に含む。その範囲内の全体について、個人の排他的独占的な支配が認められる。

土地所有権によって保護されるべき利益は、所有者の人格的利益とは区別される経済的利益である。しかし、地域の性質から人の居住等に利用するのが適当な土地の経済的利益には、居住すべき人の生命、健康等の人格的利益に対応した利益が当然に含まれる。したがって、その土地の居住者の人格権を侵害するような公害は、土地所有権を侵害することになる。かくして、土地所有権は一定の良好な条件を備えた環境の享受をも保護内容とする。従来から日照権などの問題として、その阻害からの保護が判例によって認められてきた日照や通風は、所有権の内容になりうる環

境利益であり、人格権又は不動産所有権ないし相隣関係によって保護されるべきものである。

土地所有権の客体に含まれる環境要素は、一方で、このように所有者の排他的支配のもとにあると同時に、他方で、生活環境利用権の客体として、多数の人々によって共同利用される。このことは、排他的支配のもとにある環境要素が、同時に多数の人々の共同利用に適合する条件を備えるものでなければならぬということの意味する。その意味で、土地所有権が生活環境利用権によって制限を受けるのである。

その制限の具体的な内容は、その土地が存在する地域の人々の生活のあり方、すなわち地域性に従って異なりうるが、その地域のどの土地も同様に制限を受け、かつ誰もがその制限を容易に知りうるものであるから、それを公示する特別の方法がなくても、土地取引の安全を脅かすことはない。

(b) (i) 多数の人々が景観や海水浴、潮干狩等のレクリエーションを楽しむ等のために利用し、又は生活物資の供給資源として利用する環境も、法的保護を受けるべきものである。このような環境は、公共用水面、自然海浜、岩礁等の自然公物、及び緑地、森林等でそのような利用について特に優れた性質を持つ特定の私有地であり、個々の要素としてではなく総合的な環境として、次のように評価されるべきである。⁽²¹⁾

景観やレクリエーションを楽しむこと等、比較的高いレベルの快適な生活を享受する人格的利益は、人が生きるために絶対に不可欠であるというわけではなく、また具体的内容については代替できるものが多いため、人格権の保護範囲には含まれない。しかし、多数の人々がそのような人格的利益を享受するために利用する特定の環境は、その利益の総量を荷うものとして法的保護を受けるべきものでありうる。

また、人は魚介類等、生活に必要な物資を受ける利益を持つが、その利益は人格権の保護範囲に含まれるものではない。しかし、多数の人々にそのような生活物資を供給する資源である特定の環境は、その利益の総量を荷うものと

して法的保護を受けるべきものである。公用水面はそのような環境の一種であるが、同時に、多数の漁民が漁業生産力を維持発展させるために、漁業資源として保護し共同利用する利益をそれに対して持ち、その意味でも法的保護を受けるべき必要が高い。

これらの環境の中でも、その利益を他の環境で代替して確保することが不可能又は困難であるものは、とりわけ高い価値を持つものとして、いつそう確実に保護されるべきである。

このような環境の価値は、単に現在生存する人々だけの利益によって評価されてはならない。将来に生まれ生活することになるであろう人々の利益をも、その評価に繰り入れなければならない⁽⁵²⁾。また、単に特定の地域ないし日本人々の利益だけでなく、広く他国ないし世界の人々の利益をもその評価に繰り入れる必要もある。なぜなら、われわれ人間は、自分だけでなく自分達の子孫や現存する他の多数の人々の利益が確保されるように望む心情を持っており、比較的高いレベルの快適な生活を享受する人格的利益には、そのような心情の保護が含まれるからである。生態系の維持や生物種の保護の観点から論じられる環境の価値も、このような人格的利益から生まれる。

(ii) この種の環境権は、客体が自然公物であるか否かによって、異なる構成をすべき点がある。

自然公物は、私的所有の対象になりえない、又は本来私的所有の対象にすべきでない土地又は水面であり、全面的に多数の人々の共同利用の客体になる。自然公物の共同利用には、レクリエーションの場としての利用や、漁業資源としての利用等があり、それぞれについて権利内容を具体化しなければならないが、一般的に「自然公物利用権」という名称を用いるのが適当であろう。

自然公物利用権は、所有権の客体でない自然公物を客体にする場合は、あたかも土地に対して所有権がそうであるのと同様に、自然公物に対する最も基本的な権利である。ただ、多くの公用水面については、漁業協同組合又は個

人が漁業権や漁業を営む権利等を持っており、その限りで自然公物利用権はそれらの権利に抵触しないように制限を受けることになる。

漁業権や漁業を営む権利は、水面の一定範囲を一定の漁業の目的で利用できる権利であり、特定の漁民だけがその利益を独占することが認められ、物権とみなされている(漁業法二三三条)。しかし、この権利は、もともと漁業資源としての水面の共同利用を内容とする自然公物利用権を基礎にして成り立つものと解すべきであり、一方で、漁業資源保護すなわち漁業生産力の維持発展のために、他の漁場での他の漁民の漁業をも可能にする条件を確保できるように制約を受け、漁業資源の枯渇をもたらすような漁業は許されない。他方で、漁業権等が何らかの理由で消滅した場合、その客体であった水面には自然公物利用権の内容が完全に復活し、すべての漁民その他の者が自由に漁業を行うことができるようになる⁽³³⁾。

(iii) 自然公物ではない私有地は、所有者の排他的支配のもとにあり、原則として所有者が自由に利用できるものである。したがって、そのような私有地に対する多数の人々の共同利用は、その人々の日常生活に特に密着した性質、又は景観観賞やレクリエーションなどの用途で特に優れた性質を持つ特定の土地についてだけ認められるべきものである。しかも、その性質に対応した限られた範囲においてのみ認められるべきものである。

これは、土地所有権をその共同利用の範囲で特別に制限することに外ならない。その特別の制限は、ふつう、天然記念物、自然環境保全地域、自然公園の特別区域等の指定の形で、制定法令と行政機関の処分によって具体的かつ明確に示される。そして、そうすることが望ましい。しかし、そのような処分を受けていない土地もその性質上、多数の人々の共同利用が成立し、かつ、その共同利用に法的保護を与えるべき場合があると考えるべきである。

このような私有地に対する共同利用についても、保護されるべき環境利用の内容と保護を受けるべき主体を明確に

し、かつ、行政処分への主体の参加権等、それにふさわしい法的保護を保障するために、共同利用できる人々が環境権を持つという形に構成する必要がある⁽⁵⁴⁾。行政処分を受けていない土地については、とりわけ、環境権の構成が不可欠である。そのような環境権は、自然公物利用権が一般的に自然公物について成立するのとは異なり、私有地たる自然環境のうちでも特定のものについてのみ成立するから、「特定自然環境利用権」と呼ぶのが適当であろう。

- (39) 本稿二(2)㉞(a)（香川法学一〇卷三・四号一六四頁）参照。
- (40) 拙稿「環境法概論」—香川法学八卷三号七〇〜七二頁（一九八八年）。
- (41) 本稿はじめに(1)㉞(a)、三(1)㉞(d)(i)（香川法学一〇卷二号二頁、三・四号一八二頁）。
- (42) 本稿一(1)(c)、(2)(i)(a)（香川法学一〇卷二号三〇頁、三二頁）。
- (43) 本稿はじめに(3)(i)(c)（香川法学一〇卷二号一三頁）。
- (44) 本稿一(2)(i)(a)、三(1)(b)第三（香川法学一〇卷二号三二頁、一一卷二号四頁）。
- (45) 本稿三(1)(i)(b)、(c)（香川法学一一卷二号三頁以下）。
- (46) 本稿三(1)㉞、㉟(c)(i)（香川法学一〇卷三・四号一七七頁以下、一一卷二号一二頁）。
- (47) 本稿三(2)(i)(c)(ii)（香川法学一一卷二号三八頁）。
- (48) 本稿三(2)(i)(d)（香川法学一一卷二号二二〜二四頁）。
- (49) 本稿三(1)㉞(b)(i)（香川法学一〇卷三・四号一七八頁）。
- (50) 「健康な環境に生きる権利」（本稿三(2)(i)(d)(i)（香川法学一一卷二号二二〜二三頁））はこれに類似するが、市民的権利として構成されている点で異なる。
- (51) 本稿二(2)(i)(b)、三(2)㉞(a)①、(i)(d)(ii)、iii、(i)（香川法学一〇卷三・四号一六六頁、一一卷二号一六頁、二三〜二四頁、三三〜三八頁）参照。
- (52) 本稿一(2)(i)(a)（香川法学一〇卷二号三三頁）。
- (53) 拙稿「環境の共同利用と漁業権」日本土地法学会報告（一九九二年一月一日）。

(54) 本稿四(1)(イ)(b) (香川法学本号六四)六五頁)。

(3) 主体と内容

(ア) 環境権は人の人格的利益を保護するために存在し、憲法二五条と一三条によって人が生存と個人としての尊重を保障されることにより実定法上の権利であることが明確にされるものであるから、自然人なら誰もが当然に有する権利であり、かつ、原則として自然人だけがそれを有する⁽⁵⁵⁾。

但し、環境権の客体たる環境の管理又は保護を図ることが、個々の自然人を主体にして行うだけでは不十分ないし不適切である場合については、特別に、環境の管理又は保護を目的とする団体に、その目的の範囲内においてのみ、環境権の主体になることを認めるべきである。

それに対し、環境権に財産権的側面があるという理由で、法人が一般的に環境権の主体になることを認め⁽⁵⁶⁾るのは、正しくない。法人が権利能力を持つのは、商品交換に適する物その他の財産権をめぐる法律関係を簡明にするためにすぎないのであって、商品交換に適さない環境を客体にする環境権に、その理は妥当しない。一般的に法人が享受する環境利益は、ただ所有権等の財産権を通じてのみ保護されるにすぎない。その保護は、土地所有権の内容に含まれる環境の価値の正当な評価に基づいて実現されなければならないが、同時にそれだけで十分である⁽⁵⁷⁾。

いかなる特定の環境について、いかなる内容の環境権を有するかは、その人の生活の場所的範囲によって当然に定まり、かつその地域内においては誰にも平等である。人は出生又は生活範囲の変更によって、当然に一定内容の環境権を取得するのであり、かつ、その権利を放棄したり、他人に譲渡することはできない⁽⁵⁸⁾。権利の内容を変更すること

も、後述⁽⁵⁹⁾のように各個人単独ではできない。

(イ) 権利者は、一定の場所的範囲にある地域の生活環境を、健康に生存し又は一定の快適な生活を確保するに必要な状態において利用でき、また、特定の自然公物その他の自然環境を、自己の生活を良好に維持するために利用⁽⁶⁰⁾できる。生活環境利用権の客体たる環境は、権利者を直接に取り巻く大気、水、土ないし地盤及びそれらと流通し合い、又は連続する範囲のそれらである。もつとも、地球上のすべての大気、水等は流通し合い又は連続すると言っても過言ではないから、地球上のすべての大気、水等がその範囲であると考えられることは可能である。また、権利者各個人の行動を考えると、国内さらに世界の各地に出かけることも多いから、それらの極めて広い範囲の地域を権利の客体たる環境に含むと考えることにも、合理性がある。しかし、居宅や勤務場所等を中心にした日常生活での環境利用に重点を置くとすれば、とりあえず権利者が日常生活で行動する範囲を中心にし、それと密接な関係を持つ地域全体に限って、生活環境利用権の客体を構成すべきである⁽⁶¹⁾。

権利の客体を限定すべきであるのは、権利の客体を特定して、保護されるべき内容を一義的に確定するためである。環境は、地勢や土地利用のあり方等によって、一定の地域又は水域等ごとに一定のまとまりを持つ。そのまとまりの範囲は、すべての環境要素について共通する場合もあるが、汚染物質、騒音等、環境に影響を及ぼす各要因の差異によって互いに異なりうる。これらによって規定される地域ごとに保護されるべき内容が異なりうるから、この地域ごとに区分すれば、各環境要素と影響要因ごとに保護されるべき内容を確定することができる。したがって、生活環境利用権の客体たる環境の空間的範囲は、権利者の日常生活での行動範囲を含み、地勢や土地利用のあり方と各環境要素と影響要因によって規定されて定まる地域である。

このような地域全体の各環境要素を、人の生命、健康に危険のない一定の良好な化学的及び物理的条件のもとで利

用して生活することが、生活環境利用権の第一次的な内容である。

自然公物利用権の客体たる個々の自然公物は、その具体的性質に適した利用目的と地勢のあり方から特定される。権利者は、それをその性質にふさわしい方法で利用して、快適な生活を享受する等の利益を受けることができる。たとえば、公共用水面、自然海浜、岩礁等で海水浴、潮干狩、魚つり、散歩等を楽しみ、干潟に渡り鳥が飛来し生息することを楽しむことができ、あるいは公共用水面を魚介類の保続培養させる水産資源として利用し、収益することができる。

特定自然環境利用権も、この点については全く同じである。

このような環境権の権利内容たる利用は、他の多数の人々による同様の利用と共存できるものに限られる。生活環境利用権の内容は、当然にそのような性質の利用であり、自然公物利用権と特定自然環境利用権の内容は、客体たる自然公物又は自然環境の性質にふさわしいだけでなく、同時に、他の多数の人々の同様の利用と共存できる内容と方法をも備える利用でなければならない。

(55) 本稿一(1)(i)(c)、(2)(f)(a) (香川法学一〇巻二号三〇頁、三一頁)。本稿三(1)(f)(a)(i) (香川法学一〇巻三・四号一八四頁) も参照。

(56) 本稿三(2)(i)(b)(iii) (香川法学一一巻二号一九〇頁)。

(57) 本稿三(2)(b)(iii) (香川法学一一巻二号二〇頁) は、これに反対。

(58) 本稿三(1)(f)(e)(ii) (香川法学一〇巻三・四号一八四頁) は、処分につきこれに反対。本稿三(1)(i)(b)第四 (香川法学一一巻二号四頁) 参照。

(59) 本稿四(4)(f) (香川法学本号六一〇六二頁)。

(60) 環境権の客体になる環境と環境権者の範囲に関する従来の環境権論の弱点については、本稿三(1)(i)(b)第一、三(1)(i)(c)第二 (香川法学一一巻二号三〇四頁、五頁)。

(61) 本稿三(1)(7)(d)(ii)（香川法学一〇巻三・四号一八三頁）と同旨であろう。

(4) 内容決定と行政手続

(7) 各人は特定の環境の各々について各々の環境権を持つが、各々の環境について見れば、権利者はきわめて多数である。各環境権の具体的な内容である環境利用の内容と方法は、その客体たる環境について環境権を持つそれら多数の権利者のうちの大多数の意思によって定まる⁽⁶²⁾。環境利用の内容と方法とは、たとえば、ある特定の地域で特定の大気汚染物質が一定の濃度以下に保たれている清浄な状態の大気を呼吸できること、あるいは、ある特定の海浜を海水浴場として利用できることである。

慣行として古くからすでに行われている環境利用は、原則としてそのような権利者の大多数の意思に基づくものであり、環境権の内容をなすと認められるべきである。そのような環境利用を環境権の内容にするという多数権利者の意思は、単に各権利者の主観として存在するだけでなく、その地域固有の場所的關係である地域性として客観的に表現されてもいる⁽⁶³⁾。住民同士又は住民団体と環境を悪化させるおそれのある企業との間で結ばれる環境保全協定又は公害防止協定の多くは、これを確認する内容を含む⁽⁶⁴⁾。

環境権の内容の変更も、権利者の大多数の合意によって決定することができる。環境保全協定や公害防止協定は、すべての権利者の参加のもとに締結された場合には、この決定の意味を持ちうる⁽⁶⁵⁾。

環境権の内容の変更とは、たとえば、保たれるべき大気の清浄さの程度を変更したり、自然公物又は特定自然環境の利用の具体的な内容や方法を変えることであり、埋立によって公有水面や自然海浜を消滅させることもこれに含ま

れる。

この合意によって、環境権の内容を従来よりも快適な環境の利用に変えることができる。今日、良い環境を保全することだけでなく、より良い環境を積極的に形成していくことも国民の高い要求になっているが、この合意による環境権の内容変更がその実現への道筋になる。

逆に、開発の利益と引き換えに従来よりも悪化した環境の利用を甘受するように変えることも可能である。しかし、その場合に特に注意すべきであるのは、そのような環境悪化をもたらす開発行為等は、環境を悪化させることにつき大多数の権利者の承認を得なければ、違法であるとの評価を受け、差止められるべきものであることである。

さらに、関係権利者の大多数の合意さえあればどのような環境の破壊ないし悪化でも許されるというわけではない。人の生命、健康など人格権や所有権のような市民法的権利によって絶対的に保護されるべき利益を侵すことは、関係権利者の大多数の合意があっても許されない⁽⁶⁷⁾。このような合意は、その限りにおいて無効である。貴重な自然公物又は自然環境も、憲法の示す価値序列、又はその環境に対する国民全体の評価を受けて、関係権利者の大多数の合意だけでは破壊ないし悪化を許すわけにはいかないものが多いであろう。そのような環境破壊ないし悪化の禁止又は制限は、法令で具体的に明示されることが望ましいが、明示されていなくても妥当する。

(イ)(a) 環境権の内容変更に関する決定は、その環境に利害関係の深い一定範囲の人々が参加できる行政手続によって行われるのが、最も適当である⁽⁶⁸⁾。

まず、その決定に参加すべき権利者は、その環境権の客体たる環境を利用できるすべての人々ではなく、その環境に利害関係の深い一定範囲の人々に限られるべきである。各環境を利用できる人々は極めて広範かつ多数にのぼり、不特定多数というに近い。しかも、その環境の中に又はそれに近接して住むなどその環境との関係が密接である者と、

その環境から遠く離れて住むなどその環境との関係がそれほど密接でない者との間には、その環境のあり方について利害のずれ又は対立が生じることが少なくない。その環境を利用できるすべての人々を全く一律に同一の権限を持つ者と扱うのは妥当ではなく、利害関係の深い人々の方の意思が尊重されるように、それらの人々のみが決定に参加できることとされなければならない。

決定に参加できる権利者の範囲は、権利の客体たる環境の種類や性質によって画定される。生活環境利用権では、客体たる一定範囲の生活環境を日常生活で利用している者、すなわちその範囲内に居住し、又は勤務する者である。自然公物利用権と特定自然環境利用権については、客体たる環境の価値、実際の利用状況、地理的な関係などの要素の組み合わせによって、その環境を中心にした一定範囲の地域が定まり、その地域内に居住する者が決定に参加できる。

環境が極めて高い価値を持つものである場合には、都道府県全域の全住民又は全国民がその決定に参加できると解すべき場合もありうる。しかしその場合には、その環境に特に近接した一定範囲の地域内に居住する者の意思は、他の者の意思よりもいっそう尊重されなければならない。決定には特にその地域内の権利者の大多数の合意が確保されなければならない。たとえば、開発により特定の自然環境を悪化させることに広範な地域の人々の大多数が賛成しても、その自然環境に特に近接する地域の人々の大多数の賛成が得られなければ、その自然環境の悪化は許されない。逆に、その自然環境に特に近接する地域の人々の大多数が、自然環境の悪化をもたらす開発を望むのに対して、広範な地域の人々の大多数がその自然環境の悪化に賛成しない場合は、近接地域の住民の意思に反して、その自然環境の悪化は許されない。ただ、近接地域の住民がその開発によって得るべき利益が絶対的に又は他地域の人々との均衡上全く正当なものであるならば、その同じ利益を実現できる代替措置を他地域の人々が近接地域の住民のためにとらなければ

ならない。

(b) 次に、環境権の内容変更の決定は本来ならば、画定された範囲内の権利者の全員が参加すべき総会を開催して行うべきものであろう。しかし、これら特定された権利者の数もまた極めて多数であるのが普通であるから、そのような総会を開いて決議することは實際上甚だ困難であるのがほとんどである。したがって、実現の容易な方法として、国又は地方公共団体の立法及び行政手続によるのが適当である。行政手続を国、都道府県及び市町村のいずれが行うべきかは、どの範囲の地域に生活する者がその環境権について関係権利者群を形作っているかによって分かれる。一つの市町村に収まる場合はその市町村、二つ以上の市町村にまたがり一つの都道府県に収まる場合は、それらの市町村の連合又はその都道府県、二つ以上の都道府県にまたがる場合は、それらの都道府県の連合又は国である。⁽⁶⁹⁾

その手続においては関係権利者全員の参加と意思の尊重が保障されなければならず、関係権利者の意見を完全に汲み尽くし、十分な検討を加えた上での決定であってはじめて、関係権利者の大多数の合意に代わるものと認めてよい。⁽⁷⁰⁾ このような要件を満たす手続と認められるためには、第一に環境権の内容そのものの変更又はそれをもたらし可能性のある事業等について、環境アセスメントを実施し、それに関して説明会を開催する等の適切な手段によって、正確で理解の容易な情報を関係権利者に提供しなければならない。第二に、各権利者が熟慮し意見をまとめることができるだけの期間を置き、各権利者がその環境権の内容変更に関する決定の可否を自主的に判断でき、対案、修正案又はその他の意見を提出できる機会を十分に与えなければならない。第三に、提出された案又は意見を適当な合議機関が検討し、合理性があるものは採用して、環境権の内容変更を否決し又は修正し、また合理性のない案又は意見についても不採用の理由を公表しなければならない。

議会や審議会での審議、又は公聴会での公述がありさえすればこの要件が満たされるというわけではない。関係権

利者の全員に、案又は意見を直接に提出する機会が保障されていることが必要不可欠である。逆に、この機会と関係権利者の案又は意見の尊重が十分に保障されていれば、議会や審議会での審議とか公聴会の開催はなくてもよい場合もあるだろう。ただ、重大事項を含む決定については、議会の議決を必要不可欠とし、それに加えて、裁判のような対審構造を持つ行政手続や住民投票を経なければならぬだろう。対審構造を持つ行政手続とは、関係権利者と行政担当者その他の利害関係人が公開の場で十分に質疑応答をし、審理を尽くした上で第三者が決定を下す手続であり、ここでいう住民投票は、関係権利者全員が投票権を持って行うものである。重大事項の決定についてこれらが必要であるのは、意見の汲み尽くしと大多数の賛成の獲得について、完全を期する必要があるからである⁽⁷⁾。

(ウ) ところで、一般的に行政は法に基づくものでなければならないが、この行政手続による環境権の内容変更の決定は、関係権利者全員の総会における大多数の合意に等しいものとみなす効果を持つのであるから、特に明確な法的根拠が必要である。それゆえに、どのような環境権の内容にかかわるどのような事業について、どのような手続を必要とするかを示す法令が制定されなければならない、そのような制定法令に基づかない行政手続は、環境権の内容変更の効果を生じない。

現行の行政制度で環境権の内容確認又は内容変更の決定に関するものの典型は、地方公共団体と企業との間で結ばれる環境保全協定又は公害防止協定の締結である⁽⁸⁾。その主要な内容はどのような環境保全措置又は公害防止措置を実施するかに関するものであり、企業がなすべき行為を定めることが中心である。しかし、住民がどのような環境の利用をすることができるかという環境権の具体的内容についての合意がその前提にあるから、協定の締結はその環境権の内容に影響を及ぼしうる。

制定法上の行政制度では、環境基準の設定・地域へのあてはめ、環境に影響を及ぼす開発行為等の届出・許可、公

有水面埋立の免許、漁業権の設定、都市計画や自然環境保全に関する地域指定等に関する行政手続が、環境権の内容変更の目的又は機能を持つ。これらの行政手続の多くは、第一義的には土地所有権、公有水面埋立権、漁業権等の権利の設定や具体的内容の変更を目的とするものであるが、その反面としてそれらの権利の行使は環境に影響を及ぼすから、環境権の具体的内容に影響を及ぼすことになる。たとえば、公有水面埋立の免許は、第一義的には排他的支配権たる公有水面埋立権を設定する手続であるが、同時に、公有水面とそれに関係する環境について存在していた環境権を消滅させ、又はその具体的内容を制限する結果をもたらす。公共用水面について漁業権等の物権や占有権を設定する手続も、同様に、その公共用水面について存在する環境権の具体的内容を制限する結果をもたらす。

しかし、環境権の具体的内容は、土地所有権等の権利の設定又は具体的内容の変更によって当然に変わるものではない。他面において、土地所有権等の具体的内容は環境権の具体的内容を害するものであってはならないから、ここに環境権の内容と土地所有権等の内容とが衝突してしまうことになる。この衝突を回避するためには、土地所有権等の権利の設定や具体的内容の変更を、環境権の具体的内容と衝突しないように行わなければならない。したがって、環境権の従来の具体的内容に抵触する内容の権利の設定やそのような内容への変更が、環境権侵害ではない適法なものであるためには、その行政手続よりも前に、又はそれと同時に、環境権をそのような内容に適合するように変更しなければならない。

現行の行政手続は環境権の内容変更という目的からすれば極めて不完全な形式であり、実質的にも環境権の権利者の意見を十分に吸収した運用がなされていない。したがって、環境に影響を及ぼす行為に関する現行の行政手続がたとえ完全に適法に実施されても、それだけで環境権の内容変更が決定するわけではない。⁽⁷³⁾

その行政手続によって決定される基準等は、実際にも環境権の内容と全く同じとみなすことはできないものが少な

くない。たとえば、現行の環境基準⁽⁷⁴⁾は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」（公害対策基本法九条一項）と定義され、環境行政において達成すべき行政上の指針であるが、理想的な環境を示す指標ではなく、人の健康に及ぼす影響が主に考慮され、閾値か又は一九七八年改訂の二酸化窒素の環境基準のように、人の健康に悪影響を及ぼしうる値であるものが少なくない。したがって、現行の環境基準が達成され維持される状態の環境を享受することは、多くの場合、生活環境利用権の内容をなすが、必ずしもその環境基準の基準値が権利者が享受できる環境の良さの最下限であるわけではなく、もっと良い状態の環境を享受することまで生活環境利用権の内容であると解すべきものもあるう。

(エ) 環境権の客体たる環境の管理に関する事項の決定も、本来ならば関係権利者の全員が参加すべき総会を開催して行うべきものであるが、実際の便宜のために、国と地方公共団体が環境権の内容変更決定の場合と同様に適正な手続によって行うのが、適当である。管理は明確な組織体が行い、不都合が生じそうな場合には迅速に対処できる体制がとられている必要があるから、国又は地方公共団体によって管理に関する事項の決定が行われる必要性はいつそう高いが、やはり原則として制定法令に基づかなければならない⁽⁷⁵⁾であろう。

さらに、関係権利者が環境権の客体たる環境の管理のために団体を結成し、かつ、関係権利者の全員が参加できる行政手続を経て、一定の管理事項の決定を行う権限を持つことについて承認を受けた場合には、この団体もその権限を持つとされるべきである。

(オ) 環境に影響を及ぼす行為に関する現行の行政手続をこのように環境権の内容変更と管理事項の決定にかかわるものであると解釈し、又は法改正によってその旨を明示すれば、環境の保全又は改善をも目的とする⁽⁷⁶⁾と解釈されるべき法規定又はその旨を明示する法規定に違反し、又はそれを不適切に運用してなされた行政庁の行為は、無効である

か又は取消されるべきものである。したがって、その行政庁の行為の名宛人である環境権の権利者は、そのような違法を理由にして行為の無効確認、取消等を求めて抗告訴訟を提起できる(行政事件訴訟法三条)。そして、国民を名宛人にしない行政庁の行為として従来処分性を認められないことが多かった行為に、処分性を認めるべき場合が拡大し、原告適格がないとされることが多かった者に、処分の名宛人として原告適格を認めるべき場合が拡大するであろう。さらに、行政庁の行為が違法であると判断されるべき場合も、当然に拡大する⁽⁷⁶⁾。

その結果、一般的に、住民がこのような行政訴訟を提起できる機会が多くなり、かつ勝訴しやすくなるから、訴訟の濫発や裁判所の審理の負担過重が懸念されるかもしれない。しかし、他方で、行政手続が適正かつ慎重に運用され、関係権利者の合意が事前に形成されるようになれば、行政訴訟の提起はむしろ減少し、提起されても審理が容易になることを期待できる。また、現実には生じた環境悪化についても、それが違法か否かを関係者が容易に判断できるであろうから、差止を請求する民事訴訟もその判断が不明確であったために提起されていた分だけ減少し、かつ審理が容易になると期待できる。

- (62) 本稿三(1)㉞(c)(i) (香川法学一〇卷三・四号一七九〜一八〇頁) 参照。
- (63) 本稿三(2)㉞(㉟)、㉞(b) (香川法学一一卷二号二一〜二三頁、三二頁)。
- (64) 本稿二(2)㉞(a) (香川法学一〇卷三・四号一六六〜一六七頁)。
- (65) 本稿二(2)㉞(b) (香川法学一〇卷三・四号一六七〜一六八頁)。
- (66) 本稿はじめに(2)㉞、一(2)㉞(b) (香川法学一〇卷二号五〜六頁、三三頁)。
- (67) 本稿三(1)㉞(c)(i) (香川法学一〇卷三・四号一七九〜一八〇頁) 参照。
- (68) 環境自主権の信託という考え方(本稿二(1)㉞(b) (香川法学一〇卷三・四号一五七頁))と同一。公共信託論について、本稿二(2)㉞(c) (香川法学一〇卷三・四号一七〇頁)。

(69) 一九六〇年代に問題になった公害に関する生活環境利用権に適用する限りでは、第一次的責任は地方公共団体にあることになる。
本稿二(1)㉞(c)（香川法学一〇卷三・四号一五八頁）参照。

(70) 本稿二(2)㉞(b)（香川法学一〇卷三・四号一六九頁）。

(71) 本稿二(1)㉞(b)、(2)㉞（香川法学一〇卷三・四号一五九〜一六〇頁、一六六〜一六八頁）。本稿三(2)㉞(a)(i)（香川法学一一卷二号三〇頁）も参照。

(72) 本稿二(1)㉞(a)、(2)㉞(a)、(b)（香川法学一〇卷三・四号一五九頁、一六六〜一六七頁）。

(73) 本稿二(2)㉞(b)（香川法学一〇卷三・四号一六八頁）。

(74) 本稿二(1)㉞(a)（香川法学一〇卷三・四号一五九頁）。

(75) 本稿二(2)㉞(b)（香川法学一〇卷三・四号一六九頁）。公共信託論について、本稿二(2)㉞(c)（香川法学一〇卷三・四号一七〇頁）。環境管理法の考え（本稿二(1)㉞(b)（香川法学一〇卷三・四号一五八頁））も参照。

(76) 本稿二(1)㉞(b)（香川法学一〇卷三・四号一六一〜一六三頁）。

(5) 権利侵害と差止請求権

(ア) 環境権を持つ者は、自己の権利行使として環境を利用でき、その環境利用に即して各自で環境の管理を実施し、ないし環境の保存行為をすることができる。したがって、環境権の権利者は、その権利内容たる利用を妨害されたか、又は妨害されるおそれがある場合には、環境権の侵害を理由にして、妨害を排除又は予防するために妨害行為の差止又は環境の原状回復を、加害者に対して請求できる⁽⁷⁷⁾。

環境権の内容たる利用の妨害⁽⁷⁸⁾とは、たとえば、工場や自動車からの排気や排水、航空機、鉄道又は道路からの騒音や振動が、環境権の内容として保障された環境の一定範囲の良好な状態を越えて悪化させる場合であり、この場合各権利者の生活環境利用権が侵害されることになる⁽⁷⁹⁾。自然公物利用権又は特定自然環境利用権については、権利の客体

たる自然公物又は自然環境の性質にふさわしい海水浴、潮干狩、魚つり、散歩、鑑賞等の利用を妨げられることであり、そのような利用を妨げる結果となる客体の改変又は消滅（たとえば公有水面の埋立）も、当然権利の侵害である。

加害行為の差止の内容は、環境権の内容たる利用の妨害を排除又は予防するために必要かつ十分な措置をとることである。裁判所の判決は、被告の特定の行為が環境権の侵害になる特定の状態を環境にもたらすことのないように命ぜるという不作為命令を原則とすべきである。それを実現する具体的な措置は、工場の操業や事業の全面停止から汚染防止設備の設置等まで、種々の形態のものがありえ、加害者は差止の義務を負っても、賢明な対応をすれば必ずしも致命的な打撃を受けるわけではない³⁸⁰。

生活環境利用権の侵害は、多数の者の行為の複合によって起こることが多い。侵害との間に因果関係のあるすべての原因行為が差止請求の対象になりえ、原因行為者は連帯して責任を負うべきである。原因行為者間の内部関係としては、環境権の侵害状態を生み出すに当たっての各行為者の寄与の程度を計算し、その寄与の程度の比較的高い者だけで互いに同じ寄与の程度にまで低減して侵害状態をなくすように、具体的措置をとることを原則とすべきである。

(イ) 環境権の侵害によつて生じる差止請求権は、権利者各自が環境権の内容たる環境利用をすることに基づいて当然に認められるものであるから、権利者各自がそれを持ち単独で行使でき、その権利者には環境権の内容変更決定に参加できない者も含まれる。同一の環境について環境権を持つ他の人々と共同で行使しなければならぬものではない。

環境の管理権限を持つ団体も、その権限に関する範囲で環境管理の実施ないし保存行為をすることができ、その関係で環境利用の妨害の排除又は予防を加害者に請求できる³⁸¹。

差止請求権の成立根拠になる環境利用の妨害は、環境権の客体たる環境の範囲内の地点又は地域に生じたものでな

ければならない。しかし、その範囲内であれば、どの地点で生じたものであっても、自己の環境権の侵害として差止請求権を持つ。生活環境利用権では、たとえば地勢や土地利用のあり方等によって一定のまとまりを持つ地域が権利の客体たる環境になり、その地域内に居住し又は勤務する人々が各自それを客体とする環境権を持つが、その地域内のある地点で環境権の内容たる大気の清浄さの保持を害するばい煙の排出行為がなされていた場合には、どの権利者もその加害者に対して差止請求権を持つ。汚染状態が環境権の侵害に当たる地点がその人の住居地に近接している必要はない。また、その人よりも汚染源に近接して居住する人々が差止請求権を行使するか否かによっても、左右されない。

環境権侵害の有無の基準となる環境の化学的又は物理的状态は、ある個別の地点における量や濃度等について判断されるだけでなく、環境権の客体たる一定範囲の環境全体に含まれる物質等の総量についても判断されるべきである⁽⁸²⁾。環境の化学的又は物理的状态によっては判断しにくい場合は、環境全体に生じるその他の不利益の総量を判断基準にすべきであろう。たとえば、大気汚染や森林の伐採等によって特定の地域に日照不足や降雨量の変化が生じ、人々の生活に悪影響が出るような場合である。

侵害が生じたか否かの基準は、環境に生じた事情だけから差止請求権の成否を判断すべき絶対的基準であって、加害行為の様態は原則として侵害の有無の判断において考慮すべきではない⁽⁸³⁾。このことは、侵害が生じたか否かの判断においてはできるだけ利益衡量を排斥することを意味するが、決して一般的に利益衡量を排斥するのではない⁽⁸⁴⁾。第一に、環境権の具体的な内容は、慎重かつ全面的な利益衡量を経て決定されたものである。第二に、公共性のある一定の行為を差止められえないものとするなどが、環境権の具体的内容決定の際に明確にされ又は当然の前提とされていた場合には、差止請求権の成否の判断で加害行為の公共性等が考慮されうる。第三に、妨害の排除又は原状回復

のためにとるべき具体的な措置を定める場合には、加害行為の態様が当然考慮される。第四に、そのような具体的な措置をとるために、加害者に一定の期間の猶予が与えられてよく、その判断も加害行為の態様を考慮することから出てくる。

(ウ) 広範囲の生活環境の悪化が生じ、その悪化の程度が環境権の侵害をもたらしに至るが、誰の人格権又は所有権も特に侵害してはいない場合、差止請求権は環境権のみに基づいて生じる。

それに対して、広範囲の生活環境の悪化を通じて人の生命、健康、発展又は財産が現実に被害を受け又は被害を受けるおそれが大きい場合には、生活環境の悪化が一定の程度を越えたことによる環境権の侵害とともに、生命等に被害を受ける人に人格権又は所有権等の侵害が生じる。この場合は、環境権者の全員が環境権に基づく差止請求権を持つとともに、特定の被害者は人格権又は所有権等に基づく差止請求権をも持つ。⁸⁵ 権利者は侵害されるどの権利をも主張することができ、同時に全部を主張してもさしつかえない。ただ、差止請求権の成立要件は環境権に基づくものの方が一般的に緩く、しかも、環境権に基づく差止請求権が満足されれば、環境権侵害とともに人格権又は所有権等の侵害もなくなるであろうから、環境権が広く裁判所の承認を得た暁には、人格権又は所有権等の侵害を証明するまでもなく侵害を差し止めることができ、さらには人格権や所有権等の侵害の予防を確実にすることができる。

しかし、環境権に基づく差止請求権が容易に認められるようになっても、人格権又は所有権等に基づく差止請求権が独自の意義を失うわけではない。人格権又は所有権等の侵害のみが生じ、環境権の侵害はないという場合があるからである。生活環境の悪化が極めて狭い場所的範囲に限られている場合が、それに当たる。たとえば被害者の排他的支配領域の生活環境だけが悪化して、人の生命、健康、発展又は財産が被害を受ける場合は、人格権又は所有権等の侵害が生じるが、共同利用の客体たる環境が共同利用を妨げられる程度に悪化したという事情が認められないから、

環境権の侵害は生じない。少数の建築物等によって少数の不動産に生じる日照の阻害は、その典型例である。⁽⁸⁶⁾

(エ) 適法な行政手続によって環境権の内容の変更を決定して、従来よりも環境が悪化することを許容することになった場合、その許容範囲内の環境の悪化は環境権の侵害にならないことになる。そのような環境悪化を排除又は予防するためには、また改めて環境を改善するために環境権の内容を変更し直さなければならない。

しかし、環境に影響を及ぼす行為に関する現行の行政手続は、違法又は不適切に運用された場合はもちろんのこと、完全に適法に実施された場合にすら、必ずしも環境権の内容変更を決定するものではないから、その行政手続による決定において従来よりも環境が悪化することを許容するのように見える場合であっても、そのような環境の悪化は原則として従来と同様に環境権の侵害になる。

ただ、現行の行政手続を通じて、環境権の内容変更について関係権利者の大多数の賛成が実際に得られたと判断できる場合にだけ、許容されたと判断できる範囲の環境の悪化は環境権の侵害にならないと解すべきであろう。そのような判断が許されるためには、その手続において環境権の内容変更について関係権利者全員の参加と意思の尊重が保障され、関係権利者の意見が完全に汲み尽くされ、十分な検討が加えられたという既述の要件が実質的に満たされていたことが必要である。この要件を満たすための前提として、その行政手続が環境権の内容変更にかかわるものであるという解釈に基づいて、瑕疵なく実施されたものでなければならぬ。⁽⁸⁹⁾

(オ) 環境権の侵害によって生じる妨害の排除又は予防請求権に対応して、環境権の客体である環境の保全を目的とする規制が、国と地方公共団体によって行われるべきである。⁽⁹⁰⁾

行政庁が環境権の保護のために規制を行うべきである理由は、一つには、環境権そのものが公共性を帯び、かつ、その客体たる環境を通じて権利者たる多数の人々の共通の利益にかかわるといふ意味でも公共性を持つのであり、行

政庁はこの公共の利益を守り、実現しなければならないことである。第二に、国と地方公共団体は環境権の客体たる環境の管理に関する事項を決定する権限を持つ場合があり、その場合は、同時にその環境の管理を実施し、ないし保存行為をすることができると解すべきであるから、その方法の一つとして環境保全のための規制をすることができる。

どの行政庁が規制を行うべきかは、どの範囲の地域に生活する者がその環境権について関係権利者群を形作っているかという基準とともに、規制対象になる加害者がどの地域に所在するかという基準が重要である。生活環境利用権では、結局、規制対象になる加害者が所在する地域の地方公共団体が、規制の第一次的責任を負うことが原則であろう。

このような諸規制については、履行確保手段の強化、基準改定請求権、規制権限発動請求権、あるいは義務づけ訴訟を認めるか否かなどの問題が論じられている⁽⁹³⁾。これらは、人格権や所有権等の市民法的権利の侵害の排除又は予防、すなわち公害の防止のための規制についても共通する課題である⁽⁹⁴⁾。しかし、環境権侵害の排除又は予防については、特に環境権そのものの公共性や行政庁による環境権者のための環境管理という、独自の規制根拠を考慮した判断を加える必要がある。

(77) 本稿三(1)(b)(ii) (香川法学一〇卷三・四号一七八～一七九頁)。

(78) 本稿三(1)(b)第二、(c)第二 (香川法学一一卷二号三～四頁、五頁) 参照。

(79) 本稿三(1)(c)(ii) (香川法学一〇卷三・四号一八〇頁) も参照。

(80) 本稿三(1)(c)(v) (香川法学一〇卷三・四号一八一～一八二頁)。

(81) 本稿三(1)(g) (香川法学一〇卷三・四号一八五頁) も参照。

(82) 本稿三(2)(i)(b)(i)、(ii) (香川法学一一卷二号一九頁)。本稿三(1)(c)(iii) (香川法学一〇卷三・四号一八〇頁) も参照。

(83) 本稿三(1)(f)(e)(iv) (香川法学一〇卷三・四号一八〇～一八一頁)。

- (84) 利益衡量と差止請求権の成立要件については、本稿三(1)(i)(a)第二、(b)第三、(v)(b)(ii)、(2)(v)、(i)(b)(iv)、(d)(i)（香川法学一一卷二号二頁、四頁、一〇頁、一四〜一七頁、二〇頁、二二〜二三頁）。
- (85) 本稿三(1)(v)(b)(ii)（香川法学一〇卷三・四号一七九頁）。
- (86) それに対し、環境権研究会の見解（本稿三(1)(v)(d)(i)、(ii)（香川法学一〇卷三・四号一八二〜一八三頁））では、この場合も環境権の侵害に含まれるという趣旨であろうか。
- (87) 本稿四(4)(v)（香川法学本号八六頁）。
- (88) 本稿四(4)(i)(b)（香川法学本号八四〜八五頁）。
- (89) 本稿三(v)(c)（香川法学一〇卷三・四号一六三頁）と同旨。
- (90) 環境権研究会の見解（本稿二(1)(v)(b)（香川法学一〇卷三・四号一五七頁））と同旨。公共信託論について、本稿二(2)(v)(c)（香川法学一〇卷三・四号一七〇頁）。
- (91) 本稿四(4)(v)（香川法学本号八七頁）。
- (92) 本稿二(1)(v)(c)（香川法学一〇卷三・四号一五八頁）。
- (93) 本稿二(1)(i)(a)、(v)(a)（香川法学一〇卷三・四号一五九頁、一六〇〜一六一頁）。
- (94) 本稿二(2)(v)(b)（香川法学一〇卷三・四号一六五頁）。

(6) 損害賠償

環境権によって保護されるべき利益は、各権利者に排他的に帰属するものではない。したがって、環境権が侵害された場合、各権利者は、同時に人格権又は財産権等の個人的利益が侵害されたのではない限り、自分への損害賠償を請求する権利は有しない⁽⁹⁵⁾。

しかし、環境権の内容たる環境に生じた損害は、民法七〇九条によって、故意又は過失によってその侵害を起こし

た加害者が賠償すべきであるものである。環境権の内容たる環境は、多くの場合、商品交換の対象ではないからその損害を交換価値の観点から金銭の額に換算することは適当ではない。それに対し、その環境を侵害のなかった原状に回復することが可能である場合は多いであろうから、加害者は損害賠償として原状回復をなすべき義務を負い、又は原状回復に要する費用を損害額として金銭賠償すべき義務を負う。

この損害賠償の帰属主体は、侵害を受けた環境について環境権を持つ者の全員から成る団体であり、多くの場合はそれに代わって環境を管理する権限を持つ地方公共団体等である。公害防止事業の原因者負担主義⁽⁹⁶⁾は、この考えに根拠づけることができる。ただ、各環境権者は、そのような団体に損害賠償すべきことを加害者に請求する権利を、自らの環境権の内容として持つと解すべきである⁽⁹⁷⁾。

(95) 自然享有権の考え(本稿三(2)(4)(c)(ii)(香川法学二二巻二号三八頁)はこれと同旨であるのに対し、環境権研究会はこの損害賠償責任を認める(本稿三(1)(7)(f)(香川法学一〇巻三・四号二八五頁)。国家賠償責任や損失補償について、本稿二(1)(7)(d)(香川法学一〇巻三・四号一六三頁)の見解に反対し、本稿二(2)(4)(c)(香川法学一〇巻三・四号一六六頁)。

(96) 本稿二(1)(4)(c)(香川法学一〇巻三・四号一六〇頁)。

(97) 本稿二(1)(4)(c)(香川法学一〇巻三・四号一六〇頁)。本稿三(1)(a)第六の批判(香川法学二二巻二号三頁)は正当であり、本稿と同じ発想に立つと思われる。

むすび

(1) われわれは、環境権を差止請求権成立の根拠になりうる民事法上の権利でありながら、人格権や所有権のような全く個人的な権利とは異質の公共性を備える権利であり、内容の事前決定手続が要素の一つであって、それゆえに行政手続といわば内在的に結びつく権利であることを明らかにし、「他の多数の人々による同一の利用と共存できる内容をもって、かつ共存できる方法で、各個人が特定の環境を利用することができる権利」と定義した。環境の共同利用権と特色づけるべきこの環境権は、さらに、生活環境利用権、自然公物利用権、及び特定自然環境利用権に分けて、具体化すべきことも示した。

このような環境権は、すでに現行法の中に存在すると考えるべきであるが、それが本来の機能をうまく発揮するためには、一定の条件、とりわけ住民運動の発展が必要である。

(2) 国民が自分達の生命、健康を守り人格を發展させていくためには、日常生活の場である地域の生活環境を良好に保つ必要があることをもつと深く強く認識し、自立した市民としてその実現のために協力し合える結びつきを、各地域ごとに作り出し、強めて行く必要がある。それとともに海、山、川、森林等の優れた自然環境が、自分達全員のために大切な働きをしており、その利益を守るために皆で協力し合う必要が高まってきたという認識をもつと高め、協力の輪を作り広げていく必要がある。農林漁業に従事する人達は、特に、農林漁業の発展の展望を切り拓きながら、共通の基盤としての自然環境を共同で守り育てていかなければならない。

これらの課題は、住民運動という形で実現に向けて推進される。公害反対や環境保全を目的にして集団が形成され、

しばしば労働組合、政党等とも共闘して運動を進める。あるいは、地区、町内会等の既成の地域団体や、漁協、農協等の既成の職能団体を単位又は母体にした組織が、運動を荷う。

自分達の生活のあり方を見直し、環境に優しい生活に改善していくことを目標にする住民運動が盛んになってきているのが、最近の特徴であるが、それとともに、環境を破壊し又は悪化させる行為をやめ、あるいは損害賠償するように加害者に求める住民運動も、依然として重要である。加害者との直接交渉によって目標を達成しようとする運動だけでなく、国や地方公共団体等に、公権力による法的規制や行政指導を求めて申立、請願又は陳情をし、あるいは政策の形成過程で圧力をかける運動が多い。さらに、加害者に対する損害賠償や加害行為の差止、あるいは行政処分¹の取消等を求めて、裁判所に訴訟を提起し司法的審査と救済を求めるに至る運動がある。他面で、加害行為を効果的に規制できる法律又は条例の制定を、国又は地方公共団体に求める運動もある。

このような住民運動は、個々の状態では微力な人々が、経済的、社会的かつ政治的に圧倒的に優位にある加害者とそれに加担する勢力に対して、対等又は優位な交渉力を持って自分達の要求を実現するために、知恵と時間と金を出し合って組織的に活動してきたものであるが、その過程で資料の収集や調査によって事実を究明し、議論によって問題点を明確にして、共通の願望ないし要求を持つ多数の人々の支持を得ることができたものが多い。

環境権はこのような住民運動が円滑に展開できる社会的状態において、その本来の目的通りに機能するものであり、かつ、環境権が確立すれば住民運動はいっそう発展するであろう。その場合、守るべき又は作るべき環境の内容を決定するのは、住民運動のグループではない。環境そのものの価値と関係地域住民全員の意思がこれを決定する。住民運動の果たすべき役割は、住民と関係者に事実と問題点を明らかにし、住民が十分な検討を加えて確信を持って決定に参加できるようにすることに、比重を移すことになるであろう。したがって、また、多くの住民が環境等について

真実を認識できる能力を持つとともに、徹底した民主主義の思想を持って行動できることが、環境権の機能する基盤であり、かつ、環境権は住民のそのような能力、思想、行動をいつそう育てていく権利である。

(3) 環境権がうまく機能するためには、国と地方公共団体が環境保全を第一義とする政策を採用することも必要であり、そのためにも人権としての環境権の承認を宣言する立法がなされることが必要である。⁽²⁾それとともに、環境保全の機能を持つ行政制度を環境権の具体化として評価して、その観点から積極的に運用し、改正し、又は新たに制定していくことが必要である。

環境権は裁判によって差止請求が認められる根拠になる権利ではあるが、最も望ましい形で機能する場合は裁判ではなく、むしろ国民ないし住民の合意形成の過程であり、その現実的な手続としての立法及び行政過程である。したがって、環境権を具体化する行政制度を立法によって整備し充実させ、それを適正に運用していくことが、極めて重要な課題である。

環境権の観念がそのような立法と行政制度の運用を促進し、かつ、そのような立法と行政制度のもとでこそ、環境権は本来の機能をもつともうまく果たすことになる。

それに対し、環境権を具体化する行政制度が立法によって十分に整備されていない現状では、裁判所に重要な役割を期待せざるをえない。ただ、裁判官が環境問題に関する事件を解決するについては、確かにかなり困難な点がある。

差止請求の根拠になる環境権を明示する制定法規定が存在しない⁽³⁾だけでなく、人格権や所有権に基づく差止請求権についてすら、要件や内容を明示する制定法規定がなく不明確な点が多い。将来の被害発生が問題になったり、差止の認否が当事者以外に及ぼす影響が大きいから高度な政策的判断を迫られるかのように見える事件が少なくない。行政過程に密接に関係する事件が多いが、行政の計画化、技術化に伴って行政過程は複雑になり、その理解に高度な専

門知識を必要とする。当事者が多数である事件が多いが、現在の裁判制度は少数の当事者を前提とするものであるために、そのような事件では訴訟手続上種々の困難が生じる。

しかし、環境権によって保護されるべき環境利益は裁判以前にすでに決定されたものであつて、裁判官が高度な政策的判断をするわけではなく、⁽⁴⁾また、判断の主要な対象は専門技術的な内容ではなく、むしろ権利者の意思内容と合意形成の手續であるから、環境問題の解決は専門知識に必ずしも強くない裁判官による裁判に、本質的になじむものである。制定法規定が十分に整備されないために、裁判官に創造的な法解釈を求めなければならぬ点は多いが、⁽⁵⁾少しでも判例の蓄積によって環境権が法的安定性を増していくことを期待しなければならぬ。

(4) 環境権は、長期的視野のもとで気長に大きく育てていくべき権利である。

一方で、具体的な事件に各種の環境権を適用し、その保護すべき環境の内容を明確にしつつ、法律構成の細部を詰めるなければならない。他方で、所有権、人格権、漁業権、入会権等の民事法上の権利ないし制度、公物法等の行政法上の制度、憲法制度等と、環境権との関係をもつと綿密に検討し、法体系の中で環境権がもつと整合性を持つよう構成しなければならない。その場合には、権利論、公法と私法との関係理論、法解釈方法論等の一般理論を深化させる必要があるであろう。

さらに、他国の環境権論との比較検討が重要であろう。その共通性を求め、国際的な環境問題又は地球的規模の環境問題についても、環境権を構成すべきかを検討することが課題になるであろう。

(1) 住民運動の諸形態については、淡路剛久「公害紛争の解決方式と実態」『註釈公害法大系第四卷、紛争処理・被害者救済法』一頁。

(2) 一九九三年三月に政府が国会に提出した環境基本法案では、残念ながら環境権を明示することは見送られ、実質的にその内容を示すにとどめられた。環境基本法の制定作業に対応して、環境権についてもいくつかの提案や議論がなされているが、それらに対する

考案は別の機会に譲る。

- (3) 本稿はじめに(1)(エ)（香川法学一〇卷二号四頁）。
- (4) 本稿三(1)(ウ)(ii)（香川法学一一卷二号一一頁）も参照。
- (5) 本稿三(1)(ウ)(ii)（香川法学一一卷二号一〇頁）。